

「固定価格買取制度における平成26年度調達価格に対する意見」

自然エネルギー市民の会 事務局長 早川光俊

・意見内容

10kW未満の小規模な太陽光発電等について余剰買取とすることは、制度設計の致命的な欠陥であり、小規模な太陽光発電等についても全量買取とすべきである。

・理由

主として住宅における10kW未満の太陽光発電の普及・導入拡大に必要なことは、設置しても損をしない、即ち、設備所有者の総必要経費が総売電収入によって補償される制度設計である。住宅などの余剰率は大きなばらつきがあるうえ、余剰電力量が予測できないことから、余剰電力の買取では、設置者は総必要経費が総売電収入によって経費が補償されるかどうか判断できない。また、発電規模や家族構成などによって余剰電力量が変化し、小規模太陽光発電設備所有者や電力消費を必要とする高齢者・乳幼児がいる家庭などでは余剰分が少なく売電収入も少ないという不公平が生じることになる。必要経費が補償されない多くのケースが出ると推定される。その結果、太陽光発電導入希望者が限定され、普及が抑制されることになる。

・意見内容

太陽光発電の調達価格については、10kW 未満、10－50kW 未満、50－500kW 未満、500kW 以上という区分を設け、それぞれの実態にあった適正な調達価格を設定すべきである。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

意見案も認めるように、500kW以上に比較して500kW未満の区分のシステム費用は高く、10kW以上50kW未満が36.9万円、50kW以上500kW未満が32.4万円となっている。ところが、「もっともこの差は、平成25年度より縮まっている」とか、「500kW未満については、運転維持費が相対的に低いことから、システム費用以外のコストも勘案すれば、1,000kW以上との費用の差は、更に縮まることとなる」とか、「事業が効率的に実施されていれば必要な利益が十分に得られていると考えられる」とかの理由付けで、「500kW未満の設備の事業採算性に著しい問題を発生させているとは判断されず」としており、結局、「新たな価格区分を設定する必要はないとの判断で合意した」とされる。

しかし、意見案のこのような記述は明らかに矛盾している。意見案も「500kW未満の設備の事業採算性」に問題があることは認めており、それが「著しい問題を発生させているとは判断されない」とするに過ぎない。市民が参加可能な500kW未満の設備の普及こそが、今後の太陽光発電

の普及のカギを握っており、「著しく」なくても、事業採算性に問題があるのであれば、規模ごとの調達価格を設けるべきである。

・意見内容

10kW以上の太陽光発電の調達価格32円は安すぎ、規模別の区分を設けたうえで、500kW未満については現在の買取価格を維持すべきである。

・理由

確かに、太陽光発電設備の単価は下がってきているが、メガソーラはともかく、500kW以下、とりわけ50kW以下の買取価格が32円では事業の採算がとれない。

50kW程度の太陽光発電設備は、市民が共同で設置しやすい規模であるが、意見案も認めるように、「500kW未満の区分のシステム費用は高く、10kW以上50kW未満が36.9万円、50kW以上500kW未満が32.4万円」となっている。

このことは、500kW以下の設備は事業採算性が難しいことを意味している。

中小規模の太陽光発電は、地域の企業や自治体、市民によって推進される。そのことからメガソーラーの普及が進むことは、単純なコスト競争力の観点からは効率的であるように思えるが、経済的な波及効果を見れば立地地域への経済波及効果は、地域主体が担い手となる場合の方が明らかに大きく、こうした規模の太陽光発電設備の普及に役立つ価格、具体的には現在の価格を維持すべきである。